

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道帯広市東二条南四丁目10番地

氏 名 株式会社ビオストック
代表取締役 熊谷智孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

高崎市長

富岡 賢治



許可の年 月 日 令和 8年 4月 17日

許可の有効期限 令和 13年 4月 16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破袋分別、発酵）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破袋分別、発酵）①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥動植物性残さ（以上6種類）

※汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリは、食品残さに限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破袋分別、発酵）の設置場所

群馬県高崎市倉賀野町乙大道南3210番1

イ 中間処理施設の設置年月日

令和 8年 3月 9日

中間処理施設の許可年月日及び許可番号

—

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破袋分別

産業廃棄物の種類及び能力

汚泥

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類

動植物性残さ

※最大処理能力は処理の律速である発酵の処理能力（4.9t/日）とする。

※汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリは、食品残さに限る。

(イ) 施設の種類 発酵

産業廃棄物の種類及び能力

汚泥

廃油

廃酸

廃アルカリ

動植物性残さ

※最大処理能は混合された状態の4.9t/日とする。

※汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリは、食品残さに限る。

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県高崎市倉賀野町乙大道南3210番1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 21.0㎡ 保管容量 17.25㎡

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

令和 8年 4月 17日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無